

提案2

(案)

提言

地名行政の統合強化と地名委員会の設置



平成29年（2017年）○月○日

日本学術会議

地球惑星科学委員会

IGU分科会

この提言は、日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会地名小委員会での審議結果を踏まえ、地球惑星科学委員会 IGU 分科会において取りまとめ公表するものである。

日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会

委員長	春山 成子	(連携会員)	三重大学大学院生物資源学研究科教授
副委員長	井田 仁康	(連携会員)	筑波大学人間系教授
幹 事	吉田 容子	(連携会員)	奈良女子大学研究院人文科学系教授
	石川 義孝	(第一部会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	氷見山幸夫	(第三部会員)	北海道教育大学名誉教授
	岡部 篤行	(連携会員)	青山学院大学地球社会共生学部教授
	岡本 耕平	(連携会員)	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	小口 高	(連携会員)	東京大学空間情報科学研究センター長・教授
	奥村 晃史	(連携会員)	広島大学大学院文学研究科教授
	田中 和子	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	戸所 隆	(連携会員)	高崎経済大学名誉教授
	松本 淳	(連携会員)	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	村山 祐司	(連携会員)	筑波大学生命環境系教授
	森田 喬	(連携会員)	法政大学デザイン工学部教授
	矢ヶ崎典隆	(連携会員)	日本大学文理学部地理学科教授
	矢野 桂司	(連携会員)	立命館大学文学部教授
	山田 育穂	(連携会員)	中央大学理工学部人間総合理工学科教授
	若林 芳樹	(連携会員)	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授

日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会地名小委員会

委員長	森田 喬	(連携会員)	法政大学デザイン工学部教授
副委員長	田邊 裕		東京大学名誉教授
幹 事	岡本 耕平	(連携会員)	名古屋大学大学院環境学研究科教授
幹 事	若林 芳樹	(連携会員)	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	井田 仁康	(連携会員)	筑波大学人間系教授
	高木 彰彦		九州大学大学院人文科学研究院教授
	滝沢由美子		一般財団法人地図情報センター理事長
	渡辺 浩平		帝京大学文学部准教授

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務 石井 康彦 参事官（審議第二担当）（平成 29 年 7 月まで）
 糸川 泰一 参事官（審議第二担当）（平成 29 年 7 月から）
 松宮 志麻 参事官（審議第二担当）付参事官補佐
 駒木 大助 参事官（審議第二担当）付審議専門職付

要 旨

1 作成の背景

1967 年以来、国連社会経済理事会は地名標準化会議(UNCSGN)を開催し、国境や領土の変動、少数民族文化の尊重、旧植民地の解放に伴い、内生地名を外来地名に優先させる原則を主導してきた。また、各国に地名標準化の行政機関設置を勧告し、技術的問題を扱う地名専門家会合(UNGEGN)を設置し、研究・勧告を続けている。アメリカ、カナダ、中国、韓国等多くの国ではこのような地名標準化のための機関は存在するが日本には設置されていない。日本学術会議 IGU 分科会と ICA 小委員会は共同作業グループを組織し、地名行政の統合管理を検討し地名小委員会を設置し、地名標準化を担う行政機関設置及び地名行政の統合管理を検討し、提言を作成するに至った。

2 現状及び問題点

(1) 国内の地名

国内地名は自然地名のように国土地理院および海上保安庁が現地調査によって確認し、あるいは地方公共団体の申請を受け調整・決定し、日本の地図および海図に記載するものもあるが、大部分は事実上、各地方自治体が歴史的地名として継承し、住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日法律第 119 号）の施行や市町村合併など行政区画の変動、さらには地域計画・開発の実施に際し、これを変更し決定する。これに対し、総務省、国土交通省、文部科学省などは各自が独自に対応し、国家として地名の標準化を図る機関を有しない。地名は本来、国民全体の文化的歴史的共有財産であるにも関わらず、地方自治体は地名の所有者のように振る舞い、恣意的に命名権を行使する場合がある。地方自治体が地名の命名権を販売する事態もある。私企業が駅名や施設名など地名表記に関わる場合のガイドラインはない。地名表記には漢字・ひらがな・カタカナ・Romaji など、方式は多様であり、埼玉県とさいたま市、Minami-Arupusu-shi と South Alps-shi の例に見るように表記の標準化を図る機関の存在の欠如が教育現場に影響を与えている。2020 年開催予定の東京オリンピックを前に海外からの観光客の増加に対応することも考えると地名表記の標準化は喫緊の課題であり、地名呼称の統合管理に向けた機関が必要である。

(2) 外国の地名

日本では、外国地名は慣例を除き現地読みが原則であるが、現地の言語が当該国の公用語と異なる少数民族への対応は必ずしも標準化されていない。漢字使用国以外はカタカナあるいはラテン文字表記であるが、しばしば現地呼称ではなく英語表記をもとにカタカナ表記されることがあり、現地読みは貫徹されていない。中国地名は漢字・英語読みやカントン語読みやピンインの仮名書きが不統一である。外国地名は、外務省の読みを多くの機関が採用しているが標準化されているわけではなく、諸外国との交易に携わる私企業・ジャーナリズムや教育界などが用いるものも統一されているとは言い難い。

3 提言

(1) 地名委員会の設置

国連から勧告されている地名委員会を行政府内に設置することを提言する。同委員会は、日本国内の地名と日本で用いる外国地名を統合管理（命名・改名・呼名・表記に際し支援・指導と承認）し、諸省庁・地方自治体・民間などで地名を使用する際のガイドラインを作成し、地名を標準化する行政の責任機関とする。地方自治体が決定する地名を都道府県がそのまま受け入れて総務省に報告し、総務省が指導助言する過程を経ずに官報に告示する現在の地名決定方式に対し、地方自治体の原案作成に支援・指導と承認を与える。時には議会決定とは異なる住民の申し立てに対応し、必要に応じて差戻す権限を与える。各省庁と連携して、外国に対して日本の地名を周知し、国内地名を外国人観光客や外国書籍に向けた外国語表記の標準化を進め、外国語を用いた国内地名の評価・指導、廃止など許認可を行い、対外的には外務省等の協力を仰ぎ地名ブランドの保護、外国との地名呼称問題などに総合的に対応する。

(2) 地名専門家会議の設置

地名委員会の下に地名専門家会議を設置することを提言する。地理学・地図学・言語学・歴史学などの専門家や総務省（統計局を含む）・外務省・国土交通省（国土地理院・海上保安庁を含む）・文部科学省（文化庁を含む）などの関係省庁の協力を得て、ガイドラインの作成、国内外における地名収集を進め、その呼称と表記を研究し、学術的技術的分野において地名委員会を支援し、地名の教育・使用・標準化に関して地名の命名・廃止・改正を地名委員会に勧告する。

(3) 国際的対応の強化

国連地名標準化会議関連の諸会議及びIGU/ICA共同地名研究委員会など地名に関わる国際的な学術団体に向けて、外務省等関係機関と協力し、多くの国々と同程度の数名の地名専門家を派遣することを、世界の地名問題に対応するよう提言する。特に国連地名専門家会合（UNGEGN）への専門家の派遣は必須である。

(4) 地名集（Gazetteer）の作成

歴史地名を含めた地名集を作成することを提言する。国内では教育やジャーナリズムの分野で使用する地名を標準化し、国外には日本の地名の呼称・表記のガイドラインを提示し、国際化時代にふさわしい地名の統合管理を行う。

(5) 地名委員会並びに地名専門家会議設置のための研究会の設置

以上の(1)～(4)の実現にむけ諸外国の実例調査、法制化のための法令作成、その準備段階として、速やかに行政府内に地名問題研究会を設置し、地名委員会・地名専門家会議の設置を準備し、地名集の作成など喫緊の課題を処理することを提言する。

目 次

1 本提言作成の背景.....	1
(1) 世界の流れ.....	1
(2) 日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会の取り組み.....	1
2 地名と行政組織.....	3
(1) 地名の発生.....	3
(2) 地名の機能.....	3
(3) 地名問題の発生.....	3
(4) 地名問題と行政.....	4
3 国際社会の取り組み.....	6
(1) 国際機関.....	6
① 国連地名標準化会議.....	6
② 国際水路機関.....	6
③ 国際学会.....	6
(2) 諸外国.....	7
① アメリカ合衆国.....	7
② カナダ.....	7
③ 中国.....	7
④ 韓国.....	8
4 日本の地名問題.....	9
(1) 地名の法的根拠.....	9
(2) 国土交通省における地名.....	9
(3) 文科省における地名.....	10
(4) 総務省における地名.....	10
(5) 外務省における地名.....	11
(6) 経済産業省あるいは農林水産省における地名.....	12
5 地名委員会の必要性.....	14
6 具体的な提案.....	15
(1) 地名委員会の設置.....	15
(2) 地名専門家会議の設置.....	15
(3) 国際的対応の強化.....	15
(4) 地名集 (Gazetteer) の作成.....	15
(5) 地名委員会並びに地名専門家会議設置のための研究会の設置.....	16
<参考資料1>審議経過.....	17
<参考資料2>参考文献.....	18
<参考資料3>用語の説明.....	21

1 本提言作成の背景

(1) 世界の流れ

1967 年以来、5 年に一度、国際連合社会経済理事会の下部機関に当たる統計委員会は、国連加盟各国が自国ならびに関連する外国地名の表記を標準化するにあたり技術的観点から討議する地名標準化会議 (United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names, 略語: UNCSGN) を主催している。1967 年の第一回会議では、各国に地名標準化のための行政機関を設置するよう勧告した。地名標準化とは、国連の定義によれば、地名の公的機関が地名の承認・命名・改名・呼称・表記の管理など一連の地名行政を一元化することと考えている¹。国連が地名標準化を打ち出した背景には、第二次世界大戦後における国土領域の変動と植民地の独立を背景に、外来地名 (Exonym) を排して内生地名 (Endonym) を尊重した地名呼称を重視する国々の要求があったこともさりながら、国際交流を深める現代社会において、たとえば国際航空における出発地・到着地の地名表記のように、特定地域名を諸国間が互いに利用しやすい地名呼称を用いることも必要であった。

そのために、地理学的名称に関する国連専門家グループ (United Nations Group of Experts on Geographical Names, 略語: UNGEGN) が組織され、これには各国の地理学者・地図学者・言語学者等が参加している。UNGEGN では Exonym 分科会や Romanisation 分科会などを設けて国際的に理解し合える地名表記を追求している。

また、UNCSGN の勧告を受けて、あるいはそれ以前から、アメリカ、カナダ、中国、韓国などを含む多くの国々が国家地名委員会を設置し、行政当局と地理学者・地図学者との共同作業によって地名標準化を進めている。しかし、日本には地名研究機関が設置されていないため、UNCSGN や UNGEGN には外務省および国土地理院が対応し代表を送ってきた。しかし、学識経験者としての地理学者・地図学者が UNCSGN に参加したのは、発足後、実に 45 年を経た 2012 年であった。

その前年、国際地理学連合 (IGU) と国際地図学協会 (ICA) は共同地名研究委員会・作業グループ (IGU/ICA Commission/Working Group on Toponymy) を組織し、以後、ほぼ毎年、国連の行政的外交的会議とともに学術的シンポジウムを開催して來た²。日本学術会議は IGU/ICA に加盟しているが、UNCSGN と同様に地名に関する会議への参加はボランタリーに任せられ、事実上公的参加が行われてこなかった。

(2) 日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会の取り組み

日本学術会議における国際地理学連合および国際地図学協会への対応機関となっている地球惑星科学委員会 IGU 分科会は第 22 期第 8 回分科会 (平成 26 年 5 月 26 日) で、国際地理学連合における地名に関する議論を検討した。次いで第 23 期第 2 回分科会 (平成 27 年 5 月 18 日) で地名問題の国際的動向を検討した上で、IGU 分科会の下に地名小委員会を設置することを提案した。また、第 23 期第 3 回分科会 (2015 年 11 月 9 日) で

¹ UNGEGN(2002); Glossary of Terms for the Standardization of Geographical Names

² UNGEGN(2014); Report on the toponomical activities of the ICA 2012–2014 (Working Paper No. 34/35)

は、国土交通省国土地理院および海上保安庁海洋情報部から参考人を招へいし、国連地名標準化会議や地名呼称問題を議論した。

これらの議論を踏まえ、平成 28 年 5 月 16 日に第一回地名小委員会を開催し、それ以降、7 度の会合を持ち、研究者、外務省、国土地理院、海洋情報部、関係官庁、在野の専門家、教科書出版社などを交えた検討を行ない、本提案の素案を審議した。また国土交通省、総務省には官房総務課あてに委員から案内の手紙を送っている。平成 28 年 3 月 28 日には、筑波大学において、IGU 分科会と日本地理学会理事会の共催で「地名標準化の現状と課題—地名委員会（仮称）の設置に向けて—」と題する公開シンポジウムを開催した。

2 地名と行政組織

(1) 地名の発生

地名は場所、土地、地域などに付与された名称である。それは、発生の時代や意味が不明なものもあるが、一般には、単に大川、小山、あるいは新田のような普通名詞として始まり、やがて広く人々に用いられ、单なる名称から所有権、文化圏あるいは土地の自然と文化を要約する固有名詞に成長してきた。また、その名前によって特定の人や歴史上の事件を記念して命名されるものもあった。

(2) 地名の機能

地名は人名と並んで二大固有名詞群である。地名は、特定の土地に固有の名称を与えて他の土地と区別するが、特定の固有の地名は必ずしも一つではないので、外部から見て土地を一義的に特定出来ない。そのため、たとえば「伊豆大島」や「奄美大島」のように、その地名がどの地表地物を示しているのかを明確にしなければならない。地名の標準化の可能性を求める理由もそこにある。また、地名は伝達される際に、その土地に随伴する多様な概念・表象を同時に伝える。「富士山」と固有名詞を伝えるだけで、富士の持つ自然人文景観・地球科学的存在の総合的な概念を伝達できる³。

(3) 地名問題の発生

地名は、地名発生の経緯によって、特定地域に複数の呼称が成立し、必ずしも十分な地名の機能を果たせず、むしろ呼称を巡る争いを惹起することがある。地名はそれを使用する人々に、時に自分自身の名前と同様に、特別な情感をもって迫ってくるからである。同じ地域を自分が認識している地名と異なる地名で呼ばれることは、その土地に対するいわば愛着を否定されることにもつながり、それがその土地の歴史・利用・所有などを象徴するものとして、いわゆる地名問題を生み出す。国家領域の変動が関連する地名や、いわゆる少数民族を利用する地名など、特定の地名を拒否したり、それに固執したりするために、民族問題や国土領域問題を生じる原因ともなる。たとえばヨーロッパのアルザス地方は、戦乱のたびにドイツとフランスとの領域変動があって、第一次世界大戦後は、Stra ßburg（シュトラスブルク）がStrasbourg（ストラスブル）へと呼称を変えられている。ドイツで出版されたアトラスではポーゼン、ケニヒスベルクなどの表記が、ポーランドとロシアの標準化された地名ではそれぞれポズナン、カリーニングラードとなっているように、このような事例は枚挙にいとまがない。あるいはインドのボンベイがムンバイ、ビルマがミャンマーとなるなど地名呼称はそれぞれの国の主権にかかわるため、多くの国が国家として対処している。

また地名が象徴する地域の特産物名が有名であればあるほど、いわばブランド化した地名となって、その利用をめぐる商標権の争いともなり、本来の地名と関係のない土地がいわば詐称するなどの問題をも引き起こす。日本のように漢字使用国ではとりわけ中

³ 田邊裕、谷治正孝、滝沢由美子、渡辺浩平(2010)地名の発生と機能（帝京大学地名研究会）

国等との地名表示争いをもたらすなどの外交問題ともなる。しばしば話題に上る、中国でなされた「青森林檎」や「松坂牛」のような商標登録がその具体的な事例である。

もちろん、ごく狭い地域においても、歴史的に成立して来た地名をあたかも地方自治体の財産であるかのように、売買・詐称・改名することでその地名に愛着を持つ人から抗議を受ける等の地名問題も発生する。具体的例をあげれば、鎌倉市がいくつかの歴史的地名の呼称を販売しようとしたが、買い取った私企業が住民の意向調査の結果、旧名を維持した。また市名を販売しようとした泉佐野市には購入希望者が現れなかった。その他、新たな地名の誕生に関する問題点は少なからず報告されている⁴。

(4) 地名問題と行政

これらの地名問題に対して、日本国内の地名をどう呼び、書くのか、また、諸外国の地名の日本国内における呼称と記載について、標準的な基準を決定し、承認し、公示する機関は我が国には存在しない。国土地理院は行政的には国内の多くの地名を扱うが地名を決定し承認する法的な権限はなく、地名教育を担うべき文科省が地名の呼称を扱う準拠とする教科書検定基準は現状追認に留まっている。地方の地名は誰が決定権を持つのか不明で、時に地方自治体と住民との対立が発生した場合の総務省の担当部課も曖昧である。なお、直近のUNEGGNのInformation Bulletin(No. 51, Nov. 2016)の表紙カバー地図では、日本がWith National Names Authoritiesの国家群に分類され、表示されているが、これは国土地理院と海上保安庁海洋情報部による「地名等の統一に関する連絡協議会」をもって日本に地名委員会が設置されているという解釈によるもので、その連絡会はここで述べているような地名委員会としての必要な機能や権限を持っていない。

国内地名について、100万分1縮尺の地図に記載される地名を対象に、国土地理院及び海上保安庁が「地名集日本」を作成し、国連地名標準化会議に提出している。しかし、地名を平仮名、片仮名、漢字、仮名漢字まじり、ローマ字（訓令式とヘボン式）、英語その他の外国語のいずれを用いるべきか、国としての明確な基準があるとは言えない。日本の地名のみならず外国地名についても明確な指針は存在せず、たとえばイギリス、英國、連合王国、UKの表記手法が示すように国として「明確な」呼称のガイドラインも存在しない。自由であることの長所もあるが、急速に進む国際化の中、先進国でありながら日本は標準化された地名集を提示する行政機関が存在しないと評価されるおそれがある。

とりわけ隣接する諸国間における地名呼称問題は、第二次世界大戦によって国境の変動が大きかったヨーロッパの事例のみならず世界各地に存在し、国連でも地名標準化の必要性を取り上げており、日本もその問題の埒外にはない。しかし、日本には統一された対応機関がなく、文科省、総務省、外務省、国土交通省など問題ごとに異なる機関が対応する。地名の決定権はどこにあるのか、地方自治体にあるのか、私有地の地名なら

⁴楠原祐介（2003）こんな市名はもういらない。東京堂出版

所有者が自由に決定出来るのかの決まりはない。現行法においては、地名の存在する地方自治体以外の住民には、地名の決定・改変に対して異議を申したてる機関は存在しない。多くの諸外国の状況を見ると、地名は民族全体の財産であり、国家が関与することは当然であるとしている。先に示した鎌倉市の地名呼称の存続事例は、鎌倉市民だけでなく中世日本史において重要であり、観光や遠足で訪れた市外の人々にとっても、ないがしろにできない。私企業が地名決定に影響力を及ぼす事例も多いため、国としての命名権の規定を定める必要がある。

また、担当部局が存在しないために提案する地名委員会を設置する法案自体を要求する行政機関も存在しない。

3 国際社会の取り組み

(1) 国際機関

① 国連地名標準化会議

前述のように、国連では国連地名標準化会議(UNCSGN, 国連社会経済理事会の下部機関)を1967年以降、5年ごとに開催し、各国の地名表記について植民地時代に旧宗主国から押し付けられた地名や戦乱によって占領されていた地方の地名を改めたり、少数民族の古来の地名を保護するなど標準化を進めた。同時に、国連は加盟国が相互に地名呼称を標準化することを支援し、ラテン文字表記の普及と、各国による地名標準化の実施状況を共有する場を提供している。

この会議及びその協力機関である国連地名専門家会合 (UNGEGN) に対し、日本は外務省および国土地理院が対応、参加しているが、諸外国と決定的に異なることは、地図・地理学や地名学の専門家を送る予算も人員も不足し継続的な研究者の参加がない点である。例えば、2014年の会議では韓国が研究者7人を派遣したのに対し日本は研究者を送り込むことはなかった。部会での研究者の関与は大きいため、継続的に派遣されている各国の研究者は会議役員ならびに分科会座長に選出される例が多いが、日本からは会議役員ならびに分科会座長は選出されていない。一方、オーストリア、スウェーデン、オランダ、韓国等の研究者は部会の主査を務め⁵、本会議とは別に研究者が参加する独自の会合を開催し、勧告や決議文の草案に向けて活動を行ってきている。

② 国際水路機関

海洋名については、1921年に発足した国際水路局 (IHB) を母体に国際水路機関条約 (1970年発効) により設立した国際水路機関 (IHO) が各国の水路機関が航海用刊行物を編集する際の利便性を目的として、世界の海域の境界と名称を記載した「大洋と海の境界」を刊行した。同刊行物は英語及びフランス語で刊行され、それ以外の言語で記載されていない。

③ 国際学会

2011年に国際地理学連合 (IGU) と国際地図学協会 (ICA) は合同で共同地名研究委員会・ワーキンググループを設置し、2012年のドイツ、2013年の日本、2014年のポーランド、2015年のロシアで開催されたIGU、2015年のブラジルICA会議では地名問題セッションが開催され、UNGEGNに参加する国の地理学・地図学者らは討議を深めた。

ただし、地理・地図学者の学術的国際機関であるIGUおよびICAの地名研究委員会は、外交の場である国連地名標準化会議とその分科会とは異なり、学術の場であるため日本からの参加者への旅費予算の手当はない。2013年京都でのIGU会議を除き、日本からの公的参加者は皆無であり、各会議での意見交換の内容は把握できない。2012

⁵ UN(2016) UNGEGN Bureau and Working Group Convenors, 2012–2017
<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/UNGEGN/bureau.html>

年ドイツ IGU 会議での地名研究委員会セッション、2014 年ポーランド IGU 会議での地名委員会セッションで報告された地名に関する研究内容⁶について UNGEGN 参加者に対し日本からのコメントを示すことは出来なかった。

(2) 諸外国

多くの国々は国家地名委員会を組織し、外交官と地名学者が協力体制をもって国家内部の地名問題を扱うだけでなく、この国際的な地名問題の場に出席し報告している。以下にいくつかの国の事例を挙げておく。特に、近年、地名委員会を組織した韓国の事例については詳述する。

① アメリカ合衆国

アメリカ合衆国はアメリカ地名委員会 (United States Board on Geographical Names (BGN)) をUNCSGN の勧告より早く、1947 年 (原型は 1890 年に遡る) に設立し、未解決の全ての地理的問題を解決する権限を与え、その決定は、連邦政府、地方自治体を拘束する。したがって、地名委員会は地名問題の解決や地名の変更、新たな地名の命名を行っている。

② カナダ

カナダも、アメリカ合衆国と同様に 19 世紀(1897) にカナダ地名委員会 (The Geographical Names Board of Canada (GNBC)) を設置した。アメリカと同様、膨大な移民による開拓の進展に伴って新たな土地を特定するために命名が必要であったことによる。その命名の原則と手続きは国内だけでなく外国地名を含めて詳細に規定されており国家地名委員会の活動の指針となる。英語とフランス語を公用語としているため海外地名は両語で併記される。

③ 中国

中国は中央地名委員会の下に各省自治区市県にも地名委員会が設置され、各々が地名の決定・変更し、地名集を発行している。特に漢字の音を用いた少数民族地名の表記は、時に表意文字による原地名の翻訳も手伝い、漢民族地名と少数民族地名とが混淆しており、単なるアルファベット表記では両者を区別しにくいため理解しにくい。

たとえば、モンゴル語の原地名ウランハド (Ulanhad) はその原義を中国語訳し「赤峰 (チーフォン, Chifeng)」とする一方で、ウランホト (Ulanhot) は翻字を用いて烏蘭浩特と表現する⁷。これらは中央政府発行の地名集 (Gazetteer) で参照出来る。

⁶ Sungjae Choo (2012) Recent Discussions on the Naming of the Sea between Korea and Japan and Topics of the Geographical Toponymy (대한지리학회지 제47권 제6호 (870~883))

⁷ 中国国家測繪局編(1997) 中国地名録 (中国地図出版社)

④ 韓国

韓国では「空間情報の構築及び管理等に関する法律」<改正 2013. 3. 23> (以下、「同法」という) によって、地名及び海洋地名の制定、変更、その他の重要事項を審議・議決するため、国土交通部に国家地名委員会を置き、市・道には、市・道地名委員会を置き、市・郡又は自治区には、市・郡・区の地名委員会を置いている。地名は、「地方自治法」その他の法令で定めるもの以外は、国家地名委員会が審議・決定して、国土交通部長官又は海洋水産部長官がその決定内容を告示することとしている。国の地名委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定め、市・道地名委員会と市・郡・区の地名委員会の構成及び運営等に必要な事項は大統領令で定める基準に基づき地方自治体の条例で定めている。以下に同法第 91 条の例を示す。

第 91 条（地名の決定）

- ①地名および海洋地名の制定、変更とその他の地名と海洋地名に関する重要な事項を審議・議決するため、国土交通部に国家地名委員会を置き、市・道に市・道地名委員会を置き、市・郡または区（自治区をいう。以下同じ。）に市・郡・区の地名委員会を置く。
- ②地名は「地方自治法」やその他の法令で定めるもののほか国家地名委員会の審議・議決を決定し、国土交通部長官と海洋水産部長官がその決定内容を告示しなければならない。
- ③市・郡・区の地名に関する事項は、管轄市・郡・区地名委員会が審議・議決して管轄市・道地名委員会に報告し、管轄市・道地名委員会は、管轄市・郡・区の地名委員会の報告事項を審議・議決して国家地名委員会に報告し、国家地名委員会は、管轄市・道委員会の報告事項を審議・議決して決定する。
- ④第 3 項の規定にかかわらず、複数の市・郡・区にまたがる地名に関する事項は、管轄市・道地名委員会は、その市長・郡守又は区長の意見を聞いた後審議・議決して国家地名委員会に報告し、国家地名委員会は、管轄市・道委員会の報告事項を審議・議決して決定しなければならず、複数の市・道にわたる地名に関する事項は、国家地名委員会は、その市・道知事の意見を聞いた後、審議・議決して決定しなければならない。
- ⑤第 3 項と第 4 項にもかかわらず、海洋地名は国家地名委員会が審議・議決して決定して、海洋水産部長官がその決定内容を告示しなければならない。
- ⑥国家地名委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定め、市・道地名委員会と市・郡・区の地名委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める基準に基づいて、その地方自治団体の条例で定める。

4 日本の地名問題

(1) 地名の法的根拠

- ①国内の地名の地名命名権者の法的基礎は法的には慣行に依存し、その理論的な根拠が定められていない（地方自治法など）。この地名に関する旧慣遵守は明治維新以来の郡区町村編成法であれ、府県制、町村制の施行時であれ、常に維持されて来た考え方である。
- ②国内地名の大部分は、事実上、各地方自治体が歴史的地名として継承し、住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）の施行や市町村合併など行政区画の変動、さらには地域計画・開発の実施に際して、これを変更し決定している。これに対して、総務省、国土交通省、文部科学省などの省庁はそれぞれ独自に対応しており、国家としての標準化を図る機関は存在しない。国土地理院では必要に応じて当該地方公共団体に対して地名調査を行っているが、地名を決定・承認することはない。
- ③市町村名以下の大字や小字などの小地域の地名は、多くが近代市町村制施行以前の旧藩政村名であるか、あるいはその後の行政区画変動によって成立したものであり歴史的地名として尊重されてきたが、これに準ずる住居表示の命名権については、その理論的な根拠が定められていない。とりわけ坪名のような極小地名は土地の人々が継承してきたが、都市化などの社会変動とともに消失しつつあり、これは標準化の枠外となる。
- ④国外の地名については、国名を外務省がパンフレットなどで示しているが、イギリスの事例のように、旧来の呼称を維持し、グルジアをジョージアと改称した事例も、地名呼称に関する本来の機関が存在しないためにその場しのぎ対応にすぎない。
- ⑤日本語地名のローマ字表記法についても、表記法が統一されていない。文科省が推奨してきた訓令式か、外務省が用いて来たヘボン式か、いずれを対外的に正式な地名表記とすべきかなどについても不明である。たとえば、Fuji-san（ヘボン式）がHuji-san や Fuzi-san、 Huzi-san（訓令式）とした場合には誤記となるのか、この表記手法の所在も不明である。日本人は同一の地名と理解をしていても、国際的に認知されず、異なる地名と捉えられることもある。これらの地名の標準化を進める行政機関はない。
- ⑥基本的には教育の場であれ、ジャーナリズムの場であれ標準化された表記を定める機関も法令も存在しない。地図帳の地名記載にも混乱をきたす事例がある。

(2) 国土交通省における地名

国土交通省は国土地理院および海上保安庁を所管し、日本の地図および海図に記載する地名表記を担当している。地図および海図に記載するいわゆる自然地名は国土地理院および海上保安庁が現地調査によって確認するか、あるいは地方公共団体の申請を受ける。また各地方公共団体が地名を改名した場合に、命名の指導・助言をすることはない。

(3) 文科省における地名

- ①教育の場における地名呼称・表記の曖昧さは、教科書、学習参考書、入学試験などに顕在化している。過去には関係者が会合を持ち標準化を図る試みがなされたが（「地名の呼び方と書き方」（1959）、「地名表記の手引き」（1978）、「新 地名表記の手引き」（1994））、我が国では地名標準化を行ってきていないために新聞・雑誌の地名と教科書との地名の統一、教育の場でも各教科・科目間における地名の不統一は黙認されている。たとえば歴史や、地理の授業で用いる「筑波」の地名を例にとると「つくば市」が「筑波市」でも「ツクバ市」ではないのか、その標準化はどこで誰が責任を持つのか明確ではない。「筑波山」を読めないつくば市の中学生が生まれ、行田市にある「埼玉古墳群」の世界遺産登録を推進することは「さいたま市」の市民には、自分の地方の問題と捉えにくい。日本語の表記上、漢字地名を仮名表記することは認められているが、入学試験では仮名表記の市の名称をたとえば漢字表記して誤答であるとされる可能性は捨てきれない。大学の入試問題でさえも「ギリシャ」か「ギリシア」か、などの論争があった。
- ②地名教育を扱うべき文科省は、指導要領において小学校で都道府県の名称と位置を扱うよう明示しているが、地名呼称自体の意義あるいは国内外の地名呼称について指導要領等でほとんど触れず、検定基準も現状追認に留まっている。たとえば北京は5種類の表記が可能であるが、北京・ペキン・ベイジン・Peking・Beijing のどのような場でいずれを用いるべきか標準化された指針はない。外国地名においては、1959年時点で現地語読みの原則が示されているが、現在でも、中国の地名について、中国標準語読みをカタカナ書きするものと、漢字表記・日本語読みするものが混在しており、マスコミでは後者が中心、教科書・地図帳ではカタカナと漢字の併記が中心であるが不統一である。他の国についても原則「現地読み」であるが「カタロニア」と「カタルーニヤ」のように、命名対象が所在する国の言語での呼称、その地方での言語による呼称、あるいはそれ以外の言語による慣用呼称とが混在している。
- ③地名は文化財あるいは文化遺産であるとも考えられる。地名表記には旧漢字をどこまで認めるのか、「筑波市」や「埼玉市」のように現存しない地名をどのように場合に認めるのかなども明確ではない。人名については議論されるが、地名については必ずしもおこなわれていない。旧漢字と新漢字との併用された地名も存在する。
- ④新聞・雑誌・一般書籍における地名表記は、もちろん表現の自由との関係から強制されるべきものではないが、義務教育で学習する地名が標準化されているのであれば、さまざまな出版物に対して良きガイドとなるはずである。

(4) 総務省における地名

- ①地方自治に関する総務省に、本来地名に関する管轄権あるいは調整権があつてしかるべきであるが、その法的根拠は曖昧で、実質的命名権は地方自治体にあって、総務省は届け出を受けるだけである。実際、地方自治法は3条において市町村の名

称は条例で定めること、総務大臣はそれを周知する義務があると明示しており、中央政府の関与は、旧自治省（現総務省）の通知（昭和33年5月7日、昭和45年3月12日、平成13年1月21日）や文化庁国語審議会答申（昭和28年10月8日）において自治体名称の重複や漢字表記の基準を示しているにすぎない。これは「自らがどのように名乗るか」という住民主権の観点から設定された立法趣旨を加味したものではあるが、人名と異なって地名は住民だけのものではなく、あくまでも国民全体の共有財産であって、域外の人々もその地名を用い、例えば外国に対しても自分の地名として主張しなければならない性質のものである。

- ②有名な事例として⁸、南アルプス市のように国際的に疑問視されかねない地名が現れており、その命名について国としては何ら発言権がないようである。またこれをラテン文字表記でどう表すのかも議論が進んでいない。通常のローマ字化を行えば Minami-Arupusu-shi となるが、Minami-Alps-City では L 音を用いない日本のローマ字の例外となり、外国人に分かりやすいように、South Alps City と翻訳すれば外国人には奇異な地名と受け止められかねない。
- ③地方自治体が命名権を持っている日本の現状では、歴史的な文化遺産とも言うべき地名を、自治体の裁量によって、単純な東西南北を付し、あるいは1・2・3丁目のような数字を付加し、地番整理と称して廃止する事態が起こり、地域住民の反発を招く事例も報道されている。このような文化遺産としての地名の喪失は、当該地名が示す土地を所有・利用している当事者の地名権が法律上確立しておらず保護もされていないことに起因している。地方自治体およびその包含する領域内の名称は当該自治体の議会が条例・例規を制定する形で関与するが、自然地名は国土地理院が当該地方公共団体に確認した地名を地図に表記しているので、先に挙げたように、「筑波山」と「つくば市」が併存することになる。
- ④地方自治体の命名権の濫用事例として地名の商業化すなわち命名権の入札販売が挙げられる。1992年、大阪府泉佐野市が財政難からそれに乗り出した。しかし、地方自治体が法律的に地名権を持つ根拠、命名する手続きなどは曖昧である。何故なら地名に関する基本的な法制は地方自治法に規定する「従来の名称による」だからであって、それを遡れば、現在は大字や街区名にはなっていても、旧市区町村名は「従来の名称」を受け継いでいるからである。地方自治体による地名の命名権の販売による地名の直接の改変はないが公共施設等の命名権の販売と行使は行われ、こういった施設は地域におけるランドマークとなっていることも多く、命名権を購入した企業によるネーミングが地名呼称に及ぼす影響が懸念される。

(5) 外務省における地名

国家地名委員会を持つ韓国などでは地名表記の国際紛争に対して、個別省庁としての外務省が対応するのではなく、国家として統一見解を持つことが出来る。しかし、日本

⁸ 楠原祐介(2003) こんな市名はもういらない (東京堂出版)

では外務省さえ関係地域局と国連地名標準化会議の担当局とが対応し、他の省庁は個別に教科書検定や地図製作などに関わっている。このような個別省庁のそれぞれの目的に応じた多元的命名方式に対して、多くの国々では地名表記は国家の主権問題であるとの認識が強い。しかし、日本にはそれを総括管理する機関がない。

また、海外の地名に関しては、国名は外務省の在外公館を設置する際に必要であるため、外務省が標準化していると言えるが、当該国での現地呼称に必ずしも対応していない。したがって国内では有効であっても、海外では意味が異なる場合がある。イギリスやオランダがその代表的な事例で、連合王国の一部を意味するイギリスは、スコットランドやウェールズなど連合王国の他の地域を含んでいないし、オランダもネーデル란トの一部であって、フリースラントを含まないオランダの地方名であるため、日本国内では理解されても海外では誤って伝えられる。

とりわけ問題になるのは中国等漢字使用国で、漢字表記であれば現地で理解されるが、片仮名の場合には中国で用いられる標準語のピンインの片仮名表記である場合と広東語などによる漢字の読みを英語で表記して、さらに片仮名表記に変えた地名が混在して、現地で使われない地名や英文等外国文献で検索できない地名が、地理だけでなく多くの日本の教育現場に混乱をもたらしている。たとえば北京、ペキン、ベイジン、Pekin、Beijing のいずれの表記を学習すれば、将来の国際交流に役立つか、その標準化を明確には定める機関が存在しない。

また、韓国のハングル表記の地名は、8世紀に漢字表記に統一されたものを起源としているので、中国では今なおそれを踏襲しており、日本でもそのままの漢字表記とハングル表記の仮名への翻字を併用している。その点ではかつての漢字地名を日本語の音に読み替えた翻字は姿を消している。しかし、たとえば日本の中等教育で利用されている地図帳には釜山、プサンと漢字・仮名が併用表記されているにもかかわらず、韓国で標準化された漢字表記の「首爾」のみは「ソウル」と漢字併記されていない。標準化の行われた韓国の成果は、北京空港のソウル行きの漢字表記が「漢城」から改訂されたことに現れている。

(6) 経済産業省あるいは農林水産省における地名

地名は経済産業省の特許庁にも関わり、しばしばブランドとして特産地登録に用いられる。フランスの農産物にも見られる原産地登録等は世界的に知られている。普通名詞化したカマンベールチーズはノルマンディーのカマンベール村以外の製品でも用いられる名称であるが、リヴァロ、ポンレヴェックなどの名称は、多くのワインのシャトーと同様に原産地名として保護されている。

中国で「青森林檎」、「宇治茶」や「松坂牛」など地名を登録商標とする動きが報道されると、日本貿易振興機構は2007年末までに中国で約30件の日本の地名が商標申請されていると報告した⁹。イタリア産の「イタニシキ」やカリフォルニア産の「コシヒカリ」

⁹ JETRO(2009) 中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版

などは地名起源ではないから問題は無いものの、多くの諸外国同様に日本に地名委員会が成立し、国の地名集(Gazetteer)を発行し、その標準化されている地名を一括して登録できるようにすれば偽装地名による商品登録の歯止めとなろう。

5 地名委員会の必要性

- (1) 地名委員会の設置は国連をはじめ国際社会からの要請であり、主要先進国が国として地名行政を統合的に扱う機関を有しているのに対して、日本はそのような機関を有していない。各国が国家として地名委員会のごとき地名行政機関を設置している現状に鑑み、日本でもこれに対応する機関を国家の行政府内に設置する必要がある。地方自治法を尊重するためにも、地名の決定権はあくまでも地方自治体に与えられるものではあるが地方議会の議決を総務省が官報に告示する前に、決定案の策定に関して、支援・指導を行い承認し、時には議会決定とは異なる住民等の申し立てに対応し、必要に応じて差戻し再考を求める権限を持つ機関を必要とする。
- (2) 国際交流の進展に伴って、来日外国人に対する日本地名および海外渡航邦人に対する海外地名の表記・呼称の標準化による利便性の向上は、観光立国を標榜する日本にとって喫緊の課題である。
- (3) 教育、学術、地方行政、外交折衝、国土政策など多様な分野における地名の取り扱いが不統一であり、次世代を担う教育の場で地名表記・呼称の混乱を収束させる必要がある。その意味では地名委員会は省庁横断的に組織されるべきである。
- (4) 地方自治法に由来する従来の地名を尊重する規定が、とりわけ地方自治体の恣意的な決定を単に追認することによって、事実上、反古になっている現状を正常化する必要がある。地方自治の比重が高いアメリカ合衆国やカナダでさえも、地名は中央政府が最終的な決定権を保持している。日本でも地方分権の精神は維持しつつ、地方の決定を届け出制ではなく承認制に変えるべきであり、その管理機関として地名委員会の設置が必要となる。
- (5) ローマ字表記の地名が訓令式の文科省表記とヘボン式の外務省表記との2種類あって、内外に混乱をまねき、教育の現場でも困惑している現状を、統合して日本としての地名表記の整合性を整える必要がある。

6 具体的な提案

(1) 地名委員会の設置

国連から勧告されている地名委員会を行政府内（委員会の性格上内閣府）に設置することを提言する。同委員会は、日本国内の地名と日本で用いる外国地名を統合管理（命名・改名・呼名・表記を含む支援・指導と承認）し、総務省・外務省・文部科学省・国土交通省・農林水産省など諸省庁・地方自治体・民間などで地名を使用する際のガイドラインを作成し、地名改廃を監視し、地名表記と呼称とを標準化する行政の責任機関とする。地方自治体が決定する地名を都道府県がそのまま受け入れて総務省に報告し、総務省が指導助言する過程を経ずに官報に告示する現在の地名決定方式に対して、地方自治体の原案作成に支援・指導と承認を与え、時には議会決定とは異なる住民の申し立てに対応し、委員会自体は決定権を持たないものの必要に応じて差戻す権限を与える。両者の対立が仮に生まれた場合には、司法の判断に委ねることになる。

また、地方自治体ならびに各省庁と連携して、外国に対して日本の地名を周知し、国内地名を外国人観光客や外国書籍に向けた外国語表記の標準化を進め、外国語を用いた国内地名の評価・指導、場合によっては廃止など許認可を行い、対外的には外務省等の協力を得て地名ブランドの保護、外国との地名呼称問題などに総合的に対応する。

(2) 地名専門家会議の設置

地名委員会の下に地名専門家会議を設置することを提言する。地理学・地図学・言語学・歴史学などの専門家や総務省（統計局を含む）・外務省・国土交通省（国土地理院・海上保安庁を含む）・文部科学省（文化庁を含む）などの関係省庁の協力を得て、ガイドラインの作成、国内外における地名収集を進め、その呼称と表記を研究し、学術的技術的分野において地名委員会を支援し、地名の教育・使用・標準化に関して国家として地名の最終的承認・廃止・改正を地名委員会に勧告する。歴史的地名の尊重と担保に関し、新たな命名・改名を評価する専門家の視点を地名委員会に伝える機能が期待される。

(3) 国際的対応の強化

国連地名標準化会議（UNCSGN）関連の諸会議及びIGU/ICA共同地名研究委員会など地名に関する国際的な学術団体に関係機関と協力して、多くの国々と同程度の数名の地名専門家を派遣し、世界の地名問題に対応するよう提言する。特に国連地名専門家会合（UNGEGN）への専門家の派遣は必須である。

(4) 地名集（Gazetteer）の作成

諸外国すでに出版されている地名集や歴史地名を含めたデータベースを日本でも作成することを提言する。国内では教育やジャーナリズムの分野で使用する地名を標準化し、国外には日本の地名の呼称・表記のガイドラインを提示して、国際化時代にふさわしい地名の統合管理を行う。作成は専門家会議が行い、地名委員会が承認する。

(5) 地名委員会並びに地名専門家会議設置のための研究会の設置

以上の(1)～(4)を実現するために、諸外国の実例調査、法制化のための法令作成、その他の準備段階として、速やかに行政府内（内閣府）に地名問題研究会を設置し、地名委員会・地名専門家会議の設置を準備し、地名集の作成など喫緊の課題の処理を支援することを提言する。

時系列に言えば、本研究会は(1)～(4)に先行させて発足させるが、それらの成立段階において解散する暫定機関である。

＜参考資料1＞審議経過

平成 26 年

- 11月25日 IGU 分科会（第1回）
役員の選出、第23期の分科会方針について

平成 27 年

- 5月18日 IGU 分科会（第2回）
IGU の動静、地名小委員会の設置について
9月18日 日本学術会議幹事会（第218回）
地名小委員会の設置について承認
11月9日 IGU 分科会（第3回）
地名小委員会の設置、国連地名標準化会議について

平成 28 年

- 5月16日 IGU 分科会（第4回）・地名小委員会（第1回）合同会議
地名小委員会役員の選出、提言の内容について
6月27日 地名小委員会（第2回）
提言の作成について
9月8日 地名小委員会（第3回）
地名についての講演、提言案について
9月23日 IGU 分科会（第5回）・地名小委員会（第4回）合同会議
提言案について
10月18日 地名小委員会（第5回）
地名についての講演、シンポジウムの開催、提言案について
12月3日 IGU 分科会（第6回）・地名小委員会（第6回）合同会議
地名についての講演、提言案について

平成 29 年

- 3月2日 IGU 分科会（第7回）・地名小委員会（第7回）合同会議
公開シンポジウムについて
3月28日 地名小委員会（第8回）・公開シンポジウムの開催
「地名標準化の現状と課題—地名委員会（仮称）の設置に向けて—」
○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）
提言「地名行政の統合強化と地名委員会の設置」について承認

<参考資料2>参考文献

- [1]青山宏夫 (1993) 日本海という呼称の成立と展開—地図史からのアプローチ. 環日本海地域比較研究 2. pp. 47–68. 新潟大学.
- [2]青山宏夫 (1997) 日本海とその周辺地域における地理的知識の形成と日本海の呼称に関する研究. 1995年度科学研究費実績報告書. 新潟大学人文学部.
- [3]今尾恵介 (2009) 「平成の大合併」における新自治体の命名傾向. 言語. 35(8). pp. 20–29. 大修館書店
- [4]上野智子 (2009) 生活のことばとしての地名. 言語. 35(8). pp. 30–37. 大修館書店
- [5]Choo, Sungjae (2012) Recent Discussions on the Naming of the Sea between Korea and Japan and Topics of the Geographical Toponymy (대한지리학회지 제 47 권 제 6 호 pp. 870–883.)
- [6]菱沼剛秀・長岡正利 (1994) 「日本海」呼称の変遷について. 国土地理院技術報告. E3. No. 1. 国土地理院.
- [7]JETRO (2009) 中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版. JETRO.
- [8]Kadmon, Naftali (1997) Toponymy (邦訳: カドモン、ナフタリ著、国土地理院測図部資料課訳「地名学」). 日本地図センター.
- [9]教科書研究センター編著(1978)地名表記の手引. ぎょうせい.
- [10]教科書研究センター編著(1994)新地名表記の手引. ぎょうせい.
- [11]川合英夫(2001) 「日本海」という名の妥当性と地図における慣用・定着の時期. 海の研究. 10(4). pp. 341–349. 日本海洋学会.
- [12]楠原祐介 (2003) こんな市名はもういらない. 東京堂出版.
- [13]田邊裕 (2015) 漢字文化圏における地名標準化. 地図. 53(4). pp. 2–9. 日本地図学会.
- [14]Tanabe H. and Watanabe K. (2014) Standardisation of Place Names in Countries Influenced by the Chinese Writing System. Semestrale di Studi e Ricerche di Geografia, Roma. 25(2). pp. 115–122. Sapienza Universita di Roma.
- [15]Tanabe H. and Watanabe K. (2014) A reflection on the names of large seas. (P. Jordan & P. Woodman eds. The Quest for Definitions. Verlag Dr.

Kovac Publisher.) pp. 159–163.

[16]田邊裕、谷治正孝、滝沢由美子、渡辺浩平（2010）地名の発生と機能. 帝京大学地名研究会.

[17]中国国家測繪局編（1997）中国地名録. 中国地図出版社.

[18]文部省編(1959) 地名の呼び方と書き方 : 社会科手びき書. 大阪教育図書.

[19]UNGEGN (2002) Glossary of Terms for the Standardization of Geographical Names. United Nation.

[20]UNGEGN (2014) Report on the toponymical activities of the ICA 2012–2014.

28th UNGEGN Working Paper No. 34/35

https://unstats.un.org/unsd/geoinfo/UNGEGN/docs/28th-gegn-docs/WP34_The%20joint%20ICA.pdf

[21]UN (2016) UNGEGN Bureau and Working Group Convenors, 2012–2017 .

<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/UNGEGN/bureau.html>

[22]谷治正隆（2002）世界と日本における海域名「日本海」の生成・受容・定着過程. 地図. 10(1). pp. 1–12. 日本地図学会.

[23]谷治正隆, 渡辺浩平 (2010) 古地図から見た日本海名称. E-Journal GEO . 4. pp. 125–126. 日本地理学会.

[24]Yaji M. and Watanabe K. (2011) Naming of the Japan Sea in Japan until the end of 19th Century. Proceedings of the 17th International Seminar on Sea Names. pp. 333–340. The Society for the East Sea.

[25]Watanabe K. (2011) English wording of 'Mare de Japā' and 'Donghae'. Proceedings of the 17th International Seminar on Sea Names. pp. 163–171. The Society for the East Sea.

[26]Watanabe K (2016) Scale matters – names of large seas and continents (Name and Place (Woodman P and Jordan P eds.). Vol. 6: Criteria for the Use of Exonyms. Verlag Dr Kovac Publisher. pp. 153–158.

[27]Watanabe K. and Yaji M. (2010) Study on the geographical name 'Japan Sea'. Proceedings of the 16th International Seminar on Sea Names. pp. 296–304 The

Society for the East Sea.

[28] 渡辺浩平、谷治正隆 (2011) 世界における“日本海”名の定着過程. 地理. 56(1). pp. 34-39 . 古今書院.

<参考資料3>用語の説明

国連地名標準化会議 (United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names, 略称 UNCSGN)

国連社会経済理事会の下部機関である統計委員会が主催する国際会議で、1967年に第一回会議が開催されて以来、5年に1度定期的に開かれている。その目的は、国内および外国地名の標準化、国内の標準化された地名の方法を国際的に普及促進すること、非ラテン文字表記をラテン文字表記に転換する单一方式の承認、用語の定義、表記方法について技術的観点から専門家による議論が行われる。個別地名に関する審議や決定は行わないことになっているが、実際には議論の過程で国家間の問題が提起される。

なお、同会議からは1) 国家地名機関の設置、2) 地名集、地名ガイドラインの作成、3) 各国が提案する地名のラテン文字化の单一方式の承認、4) 外来地名(Exonym)の削減が各国に勧告されている。

国連地名専門家グループ(United Nations Group of Experts on Geographical Names, 略称 UNGEGN)

経済社会理事会の専門機関の一つで、国連地名標準化会議の実質的な進行を担う。ほぼ二年に1度開催される。グループは地域・言語により24部会に分かれ、日本は日本・韓国・北朝鮮からなる東アジア部会に属する。暫定座長は韓国。また課題別に10の作業部会(WG)と2つの課題チームが設置されている。作業部会は1) 国名、2) 地名集、3) 地名用語、4) 広報・ウェブサイト管理、5) ラテン文字化、6) 地名研修、7) 評価・実施(UNGEENの活動と決議実施の評価・提案)、8) 外来地名、9) 発音ガイド、10) 文化遺産としての地名である。また課題チームには地図編集者などにおける国際使用のための地名ガイドラインがある。これらの座長国はほぼ欧米の地理学者・地図学者に限られているが、7) の部会が唯一アジアから座長が出ており、これを韓国が勤めている。

国家地名委員会(National Committee on Geographical Names)

国連地名標準化会議の勧告によって組織化をされた地名に関する一元的管理(命名・変更の承認または決定)行政機関である。多くの国連加盟国が設置しているが、アメリカ合衆国など一部の国々は勧告以前にすでに設置していた。National Board on Geographical Namesとも呼ばれ、この場合には国家地名局あるいは地名庁と訳すことも可能である。

外来地名(Exonym)

地理的実体が存在する地域の公用語ではない言語によって付与された地名であって、当該地域の公用語による地名とは形の異なるもの。ただし古いExonymはしばしば内生地名化しEndonymとなる相対的概念。

内生地名(Endonym)

地名当局が承認した地名、あるいは歴史的に発生した当該地域の公用語による地名。ただ

し領土変更などによって Exonym 化する可能性のある相対的概念。

地名集 (Gazetteer)

アルファベットあるいはアイウエオなどの順で配列された地名のリストで、その位置の記述、できれば異名や地理的実体 (geographical feature) の種類、定義、その他技術的情報を含む。

国際地理学連合 (IGU, International Geographical Union)

1922 年創立の地理学者の国際的連合で、UNESCO の下にある国際科学会議 (ICUS) 及び国際社会科学評議会 (ISSC) の構成団体で、34 の研究委員会のうちには ICA と共同の地名研究委員会を組織している。日本学術会議の地球惑星科学委員会にある IGU 分科会がその日本委員会となっている。

国際地図学協会 (ICA, International Cartographic Association)

1959 年発足の地図学者の国際学会で、UNESCO の下にある国際科学会議 (ICUS) の構成団体で、IGU と共同の地名研究委員会を組織している。日本学術会議地球惑星科学委員会の IGU 分科会のもとに ICA 小委員会が設けられ、それが日本側の対応組織となっている。

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目をチェックし、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	①. はい 2. いいえ
2. 論理展開1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	①. はい 2. いいえ
3. 論理展開2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定している（例：文部科学省研究振興局等）。	①. 部局名：総務省、外務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、内閣府
4. 読みやすさ1	本文は20ページ（A4、フォント12P、40字×38行）以内である。※図表を含む	①. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	①. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり2ページ（A4、フォント12P、40字×38行）以内である。	①. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載している。	①. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行っている。	①. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	①. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	①. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	①. はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

記入者（委員会等名・氏名）：地球惑星科学委員会 IGU 分科会 春山成子

参考： 日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014年5月30日）。

<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/140530.pdf>